



創業後間もない事業者(概ね5年以内)を対象に、確定申告の流れやポイントを少人数のゼミ形式により、わかりやすくお伝えします。「確定申告とは何か?」「正しく申告できるのか。」「決算書の作成は難しい。」といった不安や疑問を感じておられる方は多いと思います。初めて確定申告をされる方はもちろん、ちょっと復習してみたいという個人事業主の方はぜひ参加ください。

個人事業者として知っておきたい

決算・申告の基礎セミナー

令和3年

2/2(火) 13:00~16:00

講師

橋本 雅世 氏 (橋本雅世税理士事務所 税理士・AFP)

平成13年税理士登録。大学卒業後は一般企業に就職。その後、堺市、大阪市の2つの税理士事務所にて13年の勤務を経て、平成22年11月橋本雅世税理士事務所を開設。平成26年4月から堺商工会議所の窓口専門相談員としても活躍中。

会場

堺商工会議所 2階大会議室

(堺市北区長曾根町130番地23)

定員

20名

受講料

無料

お申込み

下記のいずれかの方法でお申込みください。

- ① 裏面の申込書に記載してFAXで申込み
- ② メールフォームから申し込み

<http://www.sakaicci.or.jp/entry2039.html>

- ③ 電話でのお申込み 072-258-5503

お問合せ

堺商工会議所 経営支援課 担当(吉住・柴田・佐郷)

TEL:072-258-5503 FAX:072-258-5580

主催:「さかい起業チャレンジポート事業」参画支援機関

堺市、(株)さかい新事業創造センター、(公財)堺市 産業振興センター、
(公大)大阪府立大学、(株)日本 政策金融公庫 堺支店、堺商工会議所

個人事業者として知っておきたい 決算・申告の基礎セミナー 受講申込書(2/2)

事業所名		TEL	-	-
E-mail		FAX	-	-
所在地	〒 -			
受講者名	(役職)			

※申込書にご記入いただきました情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用し、当該事業の目的以外には一切使用いたしません。

【特典】堺市創業支援事業計画(堺市内で創業する場合のみ対象です。)

本セミナーは、堺市の創業支援事業計画に位置付けられた特定創業支援事業にあたります。

堺市の創業支援事業計画に位置付けられた「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 つの特定創業支援事業を受けた創業者は、下記の特典を受けることができます。

詳細は、堺市ものづくり支援課(Tel072-228-7534)までお問い合わせください。

- 株式会社等設立時の登記にかかる登録免許税が半額
- 創業者向け信用保証の特例
- 日本政策金融公庫の新事業制度の優遇措置
- 中高齢者を雇い入れた場合の費用助成

※本セミナーと他事業を合わせて 4 回のご参加が必要となります。

※創業前～創業から 5 年未満の方が対象です。